

指定介護サービス事業者の指定の一部の効力停止処分について

介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号、第 92 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり指定の一部の効力の停止処分を行いました。

記

1 事業所等の概要

法 人 名	社会福祉法人ひまわり	
事業所名	特別養護老人ホームあさがおホール	
事業種別	介護老人福祉施設	短期入所生活介護
指定年月日	平成 21 年 3 月 31 日	平成 12 年 4 月 1 日

2 処分内容 指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入れ停止）3ヶ月
令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで

3 処分年月日 令和 7 年 9 月 11 日

4 処分理由 介護保険法第77条第1項第6号、第92条第1項第6号に該当する事実があったため